

オリックス株式会社「(仮称)大藤風力発電事業環境影響評価方法書」に係る審査書

電気事業法第46条の5の規定に基づき、令和元年6月18日付けでオリックス株式会社より届出された「(仮称)大藤風力発電事業環境影響評価方法書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(2)⑤)は以下のとおり。

1. 環境審査

- (1) 方法書についての意見の概要及び事業者の見解 * 令和元年8月19日
- (2) 高知県知事意見 * 令和元年11月18日
- (3) 環境審査顧問会風力部会(第15回)
* 令和元年11月19日

①補足説明資料

②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・水質調査地点について、農業用水取水地点が上流にある部分に関して、更に上流でとるよう検討すること。	・アクセスが可能な範囲で、農業用水取水地点の上流においても採水ができるよう努めます。
・四万十川の辺りは対象地域気象観測所等で年間4000mmを超える非常に多雨のところである。沈砂池等の設計に対してどのような雨量を想定して設計しているのか示すこと。	・準備書において、具体的な沈砂池等の設計をお示しします。
・コンクリートからはアルカリ性の排水が出るのであれば、準備書で記載すること。	・アルカリ性の排水が出る場合は、準備書において対策を記載します。
・景観資源の状況と人触れの場所も景観の調査地点に入ること。	・景観の調査地点については、四万十川の景観計画や地元との協議を踏まえ、四万十川沿いの橋からの見え方を重視して地点を選定しており、また、人触れの場所に関しては、眺望目的で利用されていることが確認できた際には、景観の調査地点として追加することを検討します。
・文化的景観について、土地柄等を把握すること。	・土地柄等を把握するよう努めます。
・ヨシクラスについても種類がある。種類によっては自然植生度が変わるため、確認する	・現地調査において、分布する植生について確認します。

こと。	
-----	--

(1)～(3)の資料については、下記 URL を参照。

http://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/kankyo_shinsa/furyoku/index.html

2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、高知県知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。